

公募要領

「令和8年度 調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践モデル事業」

1. 背景・目的

自然資本の損失に起因する調達関連リスクは、企業経営に大きな影響を与えることから（例：調達価格の上昇、調達の困難化等）、調達におけるネイチャーポジティブへの移行に向けた実践が求められます。

環境省は、調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項や企業の事例を取りまとめた「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）（※）を令和8年7月に策定・公表しました。各種調達方針等の策定からサプライチェーンのリスク管理やエンゲージメント、さらには社内外のステークホルダーとのコミュニケーションまで、調達におけるネイチャーポジティブに向け、実践に役立てていただくことを想定しています。

本モデル事業は、日本企業がサプライチェーンの上流・中流・下流に位置するサプライヤー等を巻き込み、調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践を重ねることで、サプライチェーンの強靱化等の企業価値向上に繋げるモデル創出を目的としています。また、ガイドラインで示す「調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項」に沿ったあるべき姿と現状の整理、課題解決に向けた対応策の検討・推進を支援します。

※「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」

[「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」の策定について](#) | 報道発表資料 | 環境省

2. モデル事業について

2.1 想定しているモデルについて

本モデル事業では、ガイドラインで示した「調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項」に沿った対応を推進しようとする企業を対象とします。特に、サプライチェーン上のステークホルダー間の連携が重要となることから、自社の直接・間接の取引先や需要家等との連携を必須とします。

<モデル例>

- ・ 上流・中流・下流の直接の取引先や関係するステークホルダーとの直接対話を行い、農場・圃場レベルでのトレーサビリティを確保しているほか、環境への影響を把握し適切な対応策を要請・推進することで、サプライチェーンの透明性を確保しているモデル

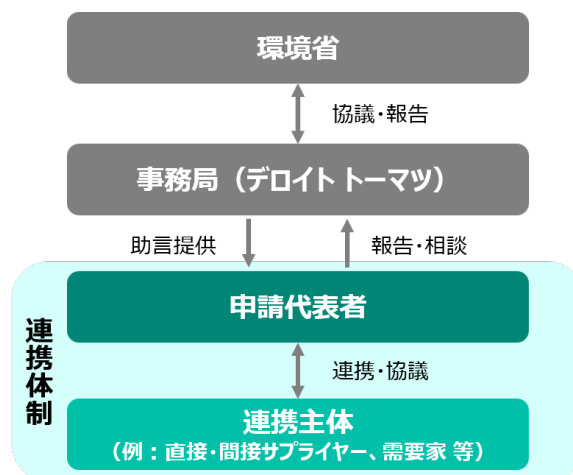
- ・ 自然資本の損失軽減や保全・回復・創出に取り組むサプライヤーへの段階的な切り替えに向けて、改善余地のあるサプライヤーの特定と伴走支援を実施することで、サプライチェーンの強靱化に繋げているモデル
- ・ サプライチェーン上の取組の実施状況や自然の状態を定量的に測定し、その結果を経営判断の高度化に活かすことで、コストや取組の最適化に繋げているモデル
- ・ 下流の取引先等と連携し、マーケティングやブランディングを通じて消費者に取組状況・結果を周知することで、消費者の行動変容や環境配慮製品の選択率・売上向上に繋げているモデル

※ 上記はあくまで例であり、これらに限られない。

2.2 本モデル事業における支援内容

契約等の締結後から令和9年2月26日（金）までの約5か月間、採択された者が主体となって実施する取組に対して、事務局がガイドラインの解説や、「調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項」に照らしたギャップ分析及び対応策の検討・推進にかかる助言提供等の個別支援面談・コンサルティングを行います。詳細な支援方法については採択後に実施する1回目の打ち合わせにて決定することとします。

▼事業スキーム



3. 募集概要及び応募方法

3.1 募集概要

件名	令和8年度 調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践モデル事業
募集期間	令和8年8月17日（月）～令和8年9月24日（木）17時まで（必着）
募集形式	公募

事業期間	契約等の締結後～令和 9 年 2 月 26 日（金）まで
採択件数	2 件程度
募集対象	サプライチェーン上の複数の企業や、協議会、コンソーシアム、NGO・NPO 等が連携し、代表者が申請してください。申請代表者は企業としてください。 連携体制の形（連携組織体の有無、法人格や設立規約の有無等）は問いませんが、取組の実行性をどう確保しているか、体制内の役割分担等を応募申請書内で明記してください。その際、5.1「審査・選定の方法：書類審査」に定める「評価項目」を踏まえてください。
費用負担	本事業の推進に伴う各種経費は自己負担とします。

3.2 募集対象

3.2.1 申請代表者及び連携主体について

連携体制に含まれる法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、以下のいずれにも該当しないことを求めます。採択後、以下のいずれかに該当することが明らかになった場合は、支援を中止します。

- ・ 法人等が環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者であるとき
- ・ 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3.2.2 申請代表者に求められる役割

申請代表者は、モデル事業を推進するにあたって、以下の役割を果たすものとします。

- ・ 事務局及び環境省との連絡窓口
- ・ 連携主体との協議、利害調整、合意形成、とりまとめ

4. 応募手続き

本モデル事業への参加を希望する申請代表者は、公募要領等を確認し、4.1に記載する説明会に参加または録画を視聴した上で、応募申請書に必要事項を入力し、提出期限までに提出してください。

提出された情報は本モデル事業の採択に関する審査及び採択後の支援メニューの検討の目的の範囲内で、他省庁の関係部署と共有させていただく場合があります。

4.1 説明会の開催

本モデル事業に関する説明会を以下のとおり開催します。

- ・ 開催日時・・・8月24日（月）10時30分～11時30分
- ・ 開催方法・・・オンライン（Teams）で実施。リンクは参加登録の受付後に事務局より送付します。
- ・ 参加登録方法・・・以下のアンケートへの回答をもって説明会への参加登録とします。
[公募説明会参加希望アンケート - フォームに記入する](#)
- ・ 参加登録期限・・・8月21日（金）17:00 まで

※都合が合わず、録画の視聴を希望される場合には、アンケートの「6. 説明会への参加または録画視聴のどちらを希望しますか？」にて「説明会の録画を視聴」にチェックを入れてください。

※説明会への参加又は録画の視聴は応募申請に当たっての必須要件です。

4.2 提出書類

- ・ 応募申請書（別添の Excel 様式を使用すること）

4.3 募集期間

- ・ 令和8年8月17日（月）から令和8年9月24日（木）17時まで（必着）

4.4 申請書提出先、問合せ先

令和8年度 調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践モデル事業 事務局（環境省から委託を受け、合同会社デロイト トーマツが実施）

応募申請書は以下の Email アドレス宛に提出ください

[Email : np_procurement_secretariat@tohmatu.co.jp](mailto:np_procurement_secretariat@tohmatu.co.jp)

※応募申請書提出時は、メールの件名を以下としてください。

「【応募申請書提出：連携事業の名称】令和8年度 調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践モデル事業」

※問合せも上記のアドレスにて受け付けます。

メール件名は以下としてください。

「【問合せ：連携事業の名称】令和８年度 調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践モデル事業」

5. 審査・選定及び採択通知

5.1 審査・選定の方法

応募書類等の内容は、「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践モデル創出有識者会議」において審査します。ただし、応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。

以下の評価項目を踏まえ、申請内容を総合的に評価し、取組内容や企業規模、業種、エリアなどのバランス等を勘案し、採択先を選定します。（審査及び審査内容は非公開）

評価項目		
必須条件	事業の適合性	- 調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践として取り組むものであり、事務局に求める支援内容が明確かつ本公募要領の趣旨と合致していること。 - 今年度中に目標達成に向けて何らかの取組を開始し、本モデル事業終了時点で何らかの成果を創出・確認可能であること（※実践にあたっての課題やポイントの明確化等も成果として認める。レジリエンスの向上や生態系の量・質の向上等の最終成果までは求めない）。
	事業の推進体制	- サプライチェーン上の複数の企業、協議会、コンソーシアム等が連携して、「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」に基づいた取組を推進する体制を構築すること（その体制の形（連携組織体の有無、法人格や設立規約等の有無等）は問わない。また、応募時点では体制構築が完了しているかどうかは問わない）。 - 連携体制における関係者の役割分担が明確であり、本申請に関して主要な関係者との合意形成が完了している又はその見込みがあること。
	情報発信	取組の成果に加え、そこに至った過程や活用したデータ等のうち、モデル事業として他の地域・企業にも参考として共有すべき項目・部分について、対外的に公表できること（環境省 WEB サイトでの掲載、TNFD 等関連イベントでの公開など）。

加要素	コミットメント	経営層・役員等が本モデル事業に関与し、社内の意思決定等としてコミットしていること。
	成果・目標	- 取組の結果として期待される成果（ネイチャーポジティブに向けた貢献も含む）について、具体的に定義されており、可能なものについては定量的な目標が設定されていること。 - 成果・目標の設定にあたって、以下の視点が考慮されていること。 - 実践の対象とするコモディティの範囲 - エンゲージメントを行うサプライチェーンの対象範囲 - 取組やエンゲージメントの水準 - 取組の実施状況や自然の状態の把握範囲
	波及効果・横展開可能性	同業界か他業界かを問わず、同様に調達におけるネイチャーポジティブに向けた取組を推進しようとする企業が一部でも参考にできるような工夫がなされていること（例：成果物の型化や標準化されたツールの作成 等）。

5.2 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、事務局から申請代表者に速やかに通知します。また、採択した事業の申請代表者名、事業名、連携体制名、連携主体名を環境省 WEB サイトにて公表します。

6. 採択後の流れ

6.1 契約等の締結

採択後の事業実施にあたっては、申請代表者と事務局の間で、申請内容に基づく活動・支援に関わる覚書とともに、秘密保持に関わる契約等を締結します。

6.2 打合せ・フォローアップ

6.1「契約等の締結」の完了後、隔週・オンライン（Teams）を基本として申請代表者と事務局で打合せを実施します。

【打合せの実施時期及び内容（予定）】

第1回（令和8年10月）：ギャップ分析にかかる助言提供、事業内容等のすり合わせ

第2回～7回（令和8年10～令和9年2月）：具体的な対応策の検討・推進への助言提供、連携主体との協議

第8回（令和9年2月）：最終報告会での報告内容や情報発信に活用する成果物の確認

6.3 最終報告会

申請代表者は、「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践モデル創出有識者会議（第2回）」において、取組状況の報告を行うものとします。また、令和9年2～3月に開催予定の公開の最終報告会において、取組結果を報告するものとします。

6.4 情報公開

個別事業に関わる内容は機密事項が含まれることが想定されるため、応募時における提出書類をはじめ、個別面談、有識者会議等での各種資料や議事録等における個別事業の関連情報は非公開とします。

ただし、提出された情報は、本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討の目的の範囲内で、他省庁の関係部署と共有する場合があります。また、調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践の促進を目的とし、広く民間企業等に役立ててもらうために作成する、本事業の取りまとめ資料は、機密事項に十分に留意しつつ、個別事業による成果を活用して作成し公開します。

7. その他、免責事項

- 申請代表者は、本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省及び環境省の委託先事務局であるデロイト トーマツにも共有されることに同意頂くようお願い致します。
- 採択された事業の申請代表者、事業、連携体制、連携主体の名称は、環境省 WEB サイト等において公表します。なお、不採択となった事業の申請代表者等の名称は公表しません。
- 本モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及びデロイト トーマツに属し、申請代表者及び連携主体は非独占的使用権を許諾されるものとします。（複製、改変に関しては自己利用のみ可能とします。）
- 採択された連携体制が作成した資料の著作権については、同組織に属するものとします。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定（※）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意頂くようお願い致します。（URL）
<http://www.env.go.jp/mail.html>
- 本モデル事業において、環境省及びデロイト トーマツに提供された企業情報及び個人情報については、本モデル事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、デロイト トーマツが使用することに同意頂くようお願い致します。
- 採択後、申請代表者及び連携主体による本モデル事業の継続が困難であると判断される場合は、本モデル事業を中止する場合があります。